

生駒市訓令甲第2号

生駒市事務専決規程及び生駒市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程及び生駒市職員服務規程の一部を改正する訓令

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第1条 生駒市事務専決規程(平成24年3月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第22条第3号中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

(生駒市職員服務規程の一部改正)

第2条 生駒市職員服務規程(昭和44年3月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。